

05 国民年金への加入届出はお済みですか？  
市民課 国民年金係 ☎964-4471

下表に該当する時は、国民年金被保険者関係届出書の提出が必要です。忘れずに手続きしましょう。

こんなときには届出を	届出必要書類 (20~60歳未満)	届出期限
20歳になったとき	印鑑、日本年金機構から送付される届出書、学生の方は学生証	20歳の誕生日の前日から14日以内
厚生年金、共済組合をやめたとき	印鑑、年金手帳、退職年月日がわかるもの	退職日の翌日から14日以内
配偶者が加入している厚生年金、共済組合の扶養から外れたとき	印鑑、年金手帳、扶養から外れた年月日がわかるもの	扶養から外れた日から14日以内
厚生年金や共済組合に加入したとき	手続きは不要です	

お問い合わせの際は、基礎年金番号をご用意ください。  
松山東年金事務所 ☎946-2146  
東温市市民課 ☎964-4471



04 塩ヶ森ふるさと公園松くい虫防除薬剤地上散布を行います  
都市整備課 公園係 ☎964-4412

公園内の松林を松くい虫の被害から守るため、公園利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 実施日時 5月21日(火) 午前8時~午後5時 (延期する場合はHPでお知らせ)
- 公園内立入禁止・市道通行止め期間 5月21日(火)午前8時~24日(金)午後5時



◀赤色・緑色箇所散布します。

07 在宅介護をしているご家族を支援します  
長寿介護課 高齢福祉係 ☎964-4408

- 該当する人は申請をしてください。
- 対象者 ねたきりの状態又は重度の認知症の症状が6ヶ月以上継続または継続すると見込まれる65歳以上の方を在宅介護している人(生計同一とする)
- 支給額 住民税課税世帯 5,000円/月  
住民税非課税世帯 10,000円/月
- 支給方法 介護状況を調査し、月の1/2以上在宅介護している人に3期に分けて支給します。

**マイナンバーカードの休日交付窓口**  
平日に来られない方はご利用ください。  
※証明書発行などはできませんので、ご了承ください。

▶開設日 5月12日/9月8日/2020年1月12日(いずれも◎)  
▶時間 9時~16時30分

06 消費者力UP!通信  
総務課 消費生活相談窓口 ☎964-4400

**相談事例**  
裁判所を名乗る架空請求ハガキに注意!  
桐花紋が印刷されたハガキにあわてないで—  
「地方裁判所管理局」と名乗る機関からハガキが届いた。特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせと書かれ、桐花紋が印刷されていた。今日中に本人から連絡が無い場合は裁判をすると記載されている。対処方法は?

- アドバイス**
- ◆桐花紋が入っていても、公的機関からの請求ではありません。
  - ◆裁判所とは一切関係ないので、無視しましょう。
  - ◆ハガキに記載された電話番号には、絶対に電話をしないでください。
  - ◆不安を感じたら、消費者ホットラインに相談しましょう。

消費者ホットライン **188**(嫌や!イヤヤ!)  
相談受付: 9時~17時  
毎週月曜、第2・4金曜日は、専門相談員が対応

01 ご自宅でもはっきりとした音声で—デジタル式戸別受信機の購入・設置を補助します  
危機管理課 危機管理係 ☎964-4483

●補助率など

機器の種類	世帯区分	補助率	補助限度額
戸別受信機	一般世帯	1/2以内	24,000円
	要配慮者等世帯	3/4以内	37,000円

防災行政無線を聞き逃した時は、通話料無料の自動応答専用電話をご利用ください。

☐専用番号☐ ムセン ヨイ  
**0120-600-041**

電波受信状況によりアンテナの設置が必要な場合は、アンテナの設置費用も補助対象になります。

- 補助対象世帯  
市内に住所を有する世帯で、市税の滞納がない世帯(1世帯につき1台)
- ▷要配慮者等世帯とは・①高齢者(75歳以上)がいる世帯 ②身体障がい者(身体障害者手帳1~3級)がいる世帯 ③知的障がい者(療育手帳所持者)がいる世帯 ④精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1~3級)がいる世帯 ⑤介護保険法の要支援又は要介護と認定された者がいる世帯 ⑥小学生以下の子がいる世帯 ⑦その他災害時において支援を必要とする者がいる世帯  
※要配慮者等が施設に入所している世帯は一般世帯となります。

03 危険なブロック塀などの撤去や建替えの費用を補助します  
都市整備課 建築住宅係 ☎964-4412

- 補助対象物 東温市内にある、通学路などに接面するブロック塀等(補強コンクリートブロック造を含む組積造の塀)で、市の基準に照らして危険であると判断されたもの
  - 補助対象経費 ブロック塀等の除却・建替えを行う工事に係る経費(工事を行うブロック塀等の延長1mあたり8万円を限度)
  - 補助金額 補助対象経費の2/3(30万円を限度)
  - 受付期間 5月7日(火)~2020年1月31日(金)(先着20件)
- ※2020年2月末日までに工事が完了する必要があります。



02 美しいまちづくりサポーターを募集しています  
環境保全課 ☎964-4415

まちを愛し、住み良い環境づくりを目指す市民ボランティア等の皆さまを支援するため、「美しいまちづくりサポーター制度」を導入し、随時募集しています。

●制度内容 ある一定区域の緑化・美化・清掃活動等を行う団体の活動を市が支援する制度です。

●活動内容 ふれあい花壇等の草花等の植栽管理、景観形式・雑木林などの里山生態系の復元活動、植樹活動など

●制度の流れ ①公共空間の美化活動について、環境保全課と話し合います。 ②サポーターと市との間で合意書を取り交わします。 ③活動に必要な用具・資材類は、市が予算の範囲内で支給または貸与します。 ④年1回、4月に前年度の活動を報告していただきます。

●提出物 サポーター認定申請書、活動計画書、参加者名簿

※国、県管理の道路・河川は、県にお問い合わせください。

09 平成31年度の国民健康保険税率を改定します  
 税務課 市民税係 ☎964-4403

加入者の皆さんにご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

税率改定 新旧比較表

区分		平成30年度	平成31年度	増減
医療給付費分 (加入者全員)	所得割	8.9%	8.5%	▲0.4%
	均等割	24,400円	24,000円	▲400円
	平等割	17,600円	17,200円	▲400円
課税限度額		580,000円	610,000円	30,000円
後期高齢者支学金等分 (加入者全員)	所得割	3.3%	3.0%	▲0.3%
	均等割	8,900円	8,500円	▲400円
	平等割	6,400円	6,000円	▲400円
課税限度額		190,000円	190,000円	0円
介護納付金分 (40歳までが加入)	所得割	3.0%	2.8%	▲0.2%
	均等割	8,800円	8,700円	▲100円
	平等割	4,500円	4,500円	0円
課税限度額		160,000円	160,000円	0円

補足：所得割は世帯の加入者所得に応じて計算 ▽均等割は世帯の加入者数に応じて計算 ▽平等割は世帯ごとに計算 ▽課税限度額は1世帯あたりの年間上限額

●軽減判定基準額

加入者等	2割軽減	5割軽減	7割軽減
1人	840,000円以下	610,000円以下	330,000円以下
2人	1,350,000円以下	890,000円以下	330,000円以下
3人	1,860,000円以下	1,170,000円以下	330,000円以下
4人	2,370,000円以下	1,450,000円以下	330,000円以下
以下1人増す毎に	510,000円加算	280,000円加算	同上(加算なし)

納税通知書は6月に発送

国民健康保険税は、4月1日現在の加入者の前年所得や人数によって世帯単位で課税されます。

①40代夫婦、子2人の4人家族  
(夫の給与収入380万円) (円)

	H30	H31	増減
医療	308,300	297,600	▲10,700
支援	113,600	105,100	▲8,500
介護	87,200	82,600	▲4,600
保険税額	509,100	485,300	▲23,800

②30代夫婦の2人家族(夫の給与収入200万円)  
【2割軽減世帯】 (円)

	H30	H31	増減
医療	132,300	127,800	▲4,500
支援	48,700	45,100	▲3,600
介護	0	0	0
保険税額	181,000	172,900	▲8,100

③70代夫婦の2人家族(夫の年金収入170万円)  
【5割軽減世帯】 (円)

	H30	H31	増減
医療	48,300	47,000	▲1,300
支援	17,700	16,600	▲1,100
介護	0	0	0
保険税額	66,000	63,600	▲2,400

④70代の単身家族(年金収入120万円)  
【7割軽減世帯】 (円)

	H30	H31	増減
医療	12,600	12,300	▲300
支援	4,500	4,300	▲200
介護	0	0	0
保険税額	17,100	16,600	▲500

ー軽減判定基準額の求め方ー

2割軽減基準額＝加入者等×510,000円  
 +330,000円 以下  
 5割軽減基準額＝加入者等×280,000円  
 +330,000円 以下  
 7割軽減基準額＝330,000円 以下

補足：世帯主と世帯主以外の加入者等の合計所得金額が、軽減判定基準額以下の世帯について均等割額と平等割額を各割合で軽減 ▽加入者等には国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含む

08 避難行動要支援者名簿の作成にご協力をお願いします  
 社会福祉課 社会福祉係 ☎964-4406

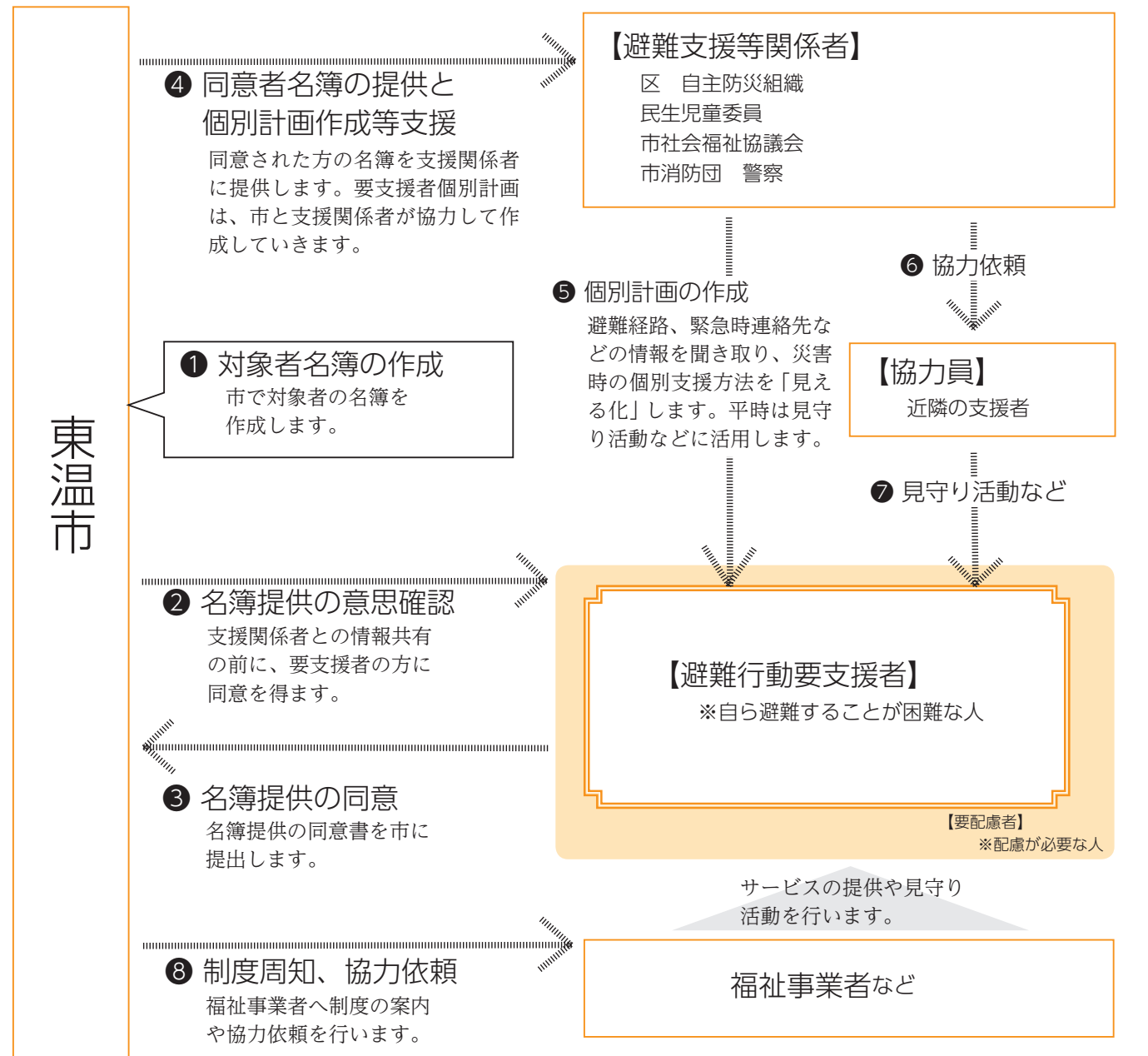
東温市では、自ら避難することが困難な人が、災害時の支援を受けられやすくなるよう、市が作成した「避難行動要支援者名簿」を支援者へ提供し、平常時から

支援者との情報共有や連携を進めています。昨年度までに確認が取れていない人と、新規に対象となった人へ、通知書を送付しますので返信をお願いします。

名簿の対象者

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯
  - ② 介護保険制度における要介護3以上
  - ③ 身体障害者手帳1～3級
  - ④ 療育手帳所持者
  - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1～3級
  - ⑥ 難病の人
  - ⑦ その他、災害時の自力避難に不安な人
- ※長期入院、施設入所など自宅不在の人は対象外

平常時の名簿提供と支援の流れ







もち麦おにぎり  
東温市の特産である、もち麦を使ったおにぎり。麦独特の香ばしさとプチッとした食感が楽しめます。河之内地区で生産されたノンカフェインの豆茶「まめっこ弘法茶」を添えると、モーニングにぴったりです。



東温で生まれた豊かな食材やユニークな商品を、観光大使の皆さんが紹介！

観光物産センターでしか食べられません！



脇山 尚美さん

梶 雅人さん

さくらの湯観光物産センター Info  
〒791-0303 東温市北方甲2098番地  
☎993-8054  
農産物直売所  
定休日：第4水曜日、12/31～1/5  
営業時間：8：30～16：30  
観光物産案内所・ふるさと体験棟  
定休日：第4水曜日、毎週火曜日、12/29～1/3  
営業時間：9：00～17：00  
(イトインコーナーラストオーダー16：30)



※各地区で開催しているタウンミーティングで話題となった意見を再編して掲載しています。

東温市に引越してきてきた。子ども連れで遊べる公園はありますか？

東温市には総合公園があり、子どもからお年寄りまで、家族全員で楽しめます。駐車場横にある芝生グラウンドでは、キャッチボールやバドミントンなど自由に遊ぶ姿がみられます。また、自然の地形を活かして山の斜面に作られたハロウィンの森には、パンプキ

トリムがあり、階段やしごから登りすべり台で降りたり、障害のある壁をよじ登って、ローラーコースターですべり降りたりと遊び方はさまざま。他にもテニスコート、多目的グラウンド、ゲートボール場などの施設もあり、グループやサークルなどでも利用できます。春には花見の丘で桜を眺めながら、散歩を楽しむことができます。



東温市総合公園、ハロウィンの森  
住所 東温市西岡 1284-1  
電話番号 089-964-4440  
多目的グラウンドとテニスコートは、年末年始のみ休館します。

11 もったいない食品ごみ減量アイデアを掲載します  
環境保全課 ☎964-4415

もったいない食品ごみを減らすために、皆さんから募集した減量アイデアをお知らせします。

期限別に分けて保存…食品を保存する際は、賞味期限・消費期限別に分けて保存しています。

食品の点検…特に防災食品の点検をし、期限が近付いたものは食べて新たに補充しています。

マッチングサービスの利用…外食する際は、飲食店等で出た残り物とそれを食べたい人を組み合わせるなどのマッチングサービスを利用しています。

サルベージパーティの開催…家族や友人と消費期限の近い食べ物や残り物を持ち寄って料理を作り、サルベージパーティを開催しています。皆で食材を持ち寄ると、残り物とは思えないほどの豪華な料理ができるのでおすすめです。

参考にして、食品ごみの削減に取り組みましょう。

12 河川環境を守ろう！  
合併処理浄化槽を設置する際は、補助が受けられます  
環境保全課 ☎964-4415

補助対象区域

①公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業対象区域を除く東温市全域

②公共下水道事業計画区域内で概ね7年以内に供用開始の見込まれない区域  
※上記区域内でも、条件により補助対象とならない場合があります。

補助対象の浄化槽…全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録している処理対象人員10人以下の浄化槽で、申請年度内に設置が完了する浄化槽。

補助対象の建物…個人の主に居住を目的とした建物または同一建物の延べ床面積の2分の1以上を居住用に供する建物(建売、別荘等は不可)

合併処理浄化槽設置補助金額

人槽区分	補助金額	補助金額(山之内地区)
5人槽	332,000円	550,000円
6～7人槽	414,000円	700,000円
8～10人槽	548,000円	850,000円

10 ストマ装具をお預かりします  
社会福祉課 ☎964-4406

災害に備え、オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)が使用しているストマ装具を、市庁舎でお預かりします。

対象者 市内に居住するストマ装具を使用する人

保管場所 東温市役所又は川内支所

申し込み方法 身体障害者手帳、印鑑を持参し、社会福祉課にお越しください。

保管物 個人が使用する約2週間分のストマ装具(おむつは除きます。)

保管方法 各自で用意した密閉可能な保管袋に入れて保管(幅24cm×奥行16cm×高16cm程度)

保管期間 1年

申込期日 令和元年5月24日(金)



浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を受けましょう

定期的な実施で悪臭によるご近所トラブルや清掃時の料金トラブルなどを未然防止できます。定期的な保守点検…一般家庭は年3回以上の保守点検が必要です。

定期的な清掃…年1回以上の清掃が必要です。法定検査…①7条検査 浄化槽を設置して3か月を経過した日から5か月の間に実施する検査 ②11条検査 年1回の定期検査(水質状況などの機能判断)

※法定検査は年に1回必ず受けなければなりません。11条検査は、保守点検や清掃が一定の基準に従って実施されているかなどを検査するもので、保守点検や清掃とは全く別の観点から行われるものです。

☎ 清掃 松山衛生事業協同組合(☎911-5122)  
点検、検査 愛媛県浄化槽協会(☎925-2826)